

■議会議員倫理審査会 審査結果報告について■

「見附市議会議員政治倫理条例」第8条6項の規定に基づき、議会議員倫理審査会の審査結果を公示します。

平成30年5月18日

見附市議会議長 小泉勝様

見附市議会議員倫理審査会 委員長 佐々木志津子

審査結果報告書

平成30年3月26日付で提出された審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査が終了したので、見附市議会議員政治倫理条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査の請求の対象となった議員の氏名 佐野統康 議員

2. 審査すべき事案の内容

市内で行われた葬儀において、祭壇脇に「丸正ニットファクトリー株式会社代表取締役社長 佐野統康」として供花が出されていた。この行為が見附市議会議員政治倫理条例に規定する倫理基準に違反しているのではないかとのことについて

3. 審査の概要

本件については、次のとおり2回の審査を行った。

(1) 第1回 平成30年4月12日

- ①委員長の互選について 投票により、佐々木委員を委員長に選任した。
- ②副委員長の互選について 投票により、高橋委員を副委員長に選任した。
- ③審査会の公開について 審査会は公開することで決定した。
- ④審査請求の適否について 審査請求は適正であると決定した。
- ⑤今後の進め方について

ア. 請求議員に対する事情聴取を次回の審査会で行う。

イ. 請求議員に対する資料提供の要求を行う。提供を要求する資料は、公職選挙法に違反すると考える根拠条項、葬儀を告知している新聞広告の写し、供花が当該葬儀のものであることがわかる写真、とする。

ウ. 対象議員に対する事情聴取を次回の審査会で行う。

エ. 対象議員に対する資料提供の要求を行う。提供を要求する資料は、対象議員への葬儀の参列案内、とする。

オ. その他審査に必要な調査等については、請求議員及び対象議員の事情聴取後に判断する。

力、次回審査会の進め方については、始めに請求議員の事情聴取、次に対象議員の事情聴取及び弁明とし、その後、資料請求やその他審査に必要な調査、参考人の出席を求めるかなどを協議する。事実確認ができた後に、議員倫理条例に違反する行為の存否についての審査等の今後の進め方を協議する。次回審査会の日程については、審査会委員、請求議員、対象議員の都合を確認して決定し、委員長が招集する。

(2) 第2回 平成30年4月23日

- ①審査請求議員の渋谷議員、押野見議員、大坪議員が出席のもと、第1回審査会で提供を要求した資料などをもとに、資料審査請求に至った経緯及び審査請求内容について説明を求め、質疑を行なった。
- ②対象議員の佐野統康議員が出席のもと、第1回審査会で提供を要求した資料などをもとに、質疑を行なった。
- ③対象議員の佐野統康議員が、審査請求に対する弁明を行なった。
- ④追加の資料請求及びその他審査に必要な調査、参考人の出席の要請は行わないことに決定した。
- ⑤議員倫理基準に違反する行為の存否について、本日の審査会で審査した。
- ⑥対象議員に対する必要な措置について決定し、議長への報告に付すこととした。

4. 審査の結果

今回の事例について、本審査会としては、本人がその事実を認めていることなどから、見附市議会議員政治倫理条例第4条第1号に規定する議員倫理基準に違反があるとすることに全会一致で決定した。

また、審査結果を議長に報告するにあたり、見附市議会議員政治倫理条例第9条第3項に規定する、対象議員に対する必要な措置の種類を付すことについて譲ったところ、全会一致で付すことに決定した。必要な措置の種類について、各委員の意見を聞き、第1号の厳重注意又は警告のうち、厳重注意に5名、第2号の陳謝文の提出及び議場での朗読に1名、第4号の議員辞職勧告に1名であったが、最終的に全会一致で、厳重注意に決定した。

平成30年6月8日第2回定例会において、議会として確認した結果、議員倫理審査会の審査結果報告書とのおり、見附市議会議員政治倫理条例第4条第1号の規定に抵触し、議員倫理基準違反があることが決定しました。また、同条例第9条第3項の規定により、対象議員に対する必要な措置として、同条例第9条第4項第1号の「厳重注意」とすることに決定しました。

見附市議会議員政治倫理条例第7条の規定により平成30年7月20日に「公職選挙法について」の議員研修会を開催しました。

